

日本保険学会平成25年度第1回理事会議事録

●日時：平成25年6月7日（金）、17：00～18：25

●場所：損保会館会議室

1. 審議事項

（1）入退会者

江澤理事長より 文書による承認分を含め、3月～5月の3ヶ月間の合計入会者26名、退会者23名を承認した。

（2）賛助会員

理事長より 日本アクチュアリー会を賛助会員とすることが提案され、異議なく了承された。あわせて、その他の賛助会員については、昨年どおりの金額で更新していただける見込みとの報告があった。

（3）大会企画委員会関係

安井大会企画委員長から同日開催された大会企画委員会の内容について報告があった。

① 平成25年度大会関係（愛知学院大学にて開催）

- ・韓国保険学会からの報告者名ならびに報告テーマが現時点で未定である。
- ・シンポジウムの報告テーマは、6月15日開催の第2回打ち合せ会で決定される予定。
- ・主催校の事務ロードを軽減するために、今年も懇親会代と弁当代を事前振込みとする。

② 平成26年度大会関係（香川大学にて開催）

- ・来年度大会の実施日は、2014年10月18日―19日とすることに決定した。
- ・大会実行委員は、現在 人選中。

③ 平成26年度大会企画委員会委員長

慣例により、平成27年度大会開催校である慶応義塾大学の堀田理事に本年10月から開始される平成26年度大会企画委員会委員長（任期1年）を依頼することが承認された。大会企画委員会は、10月26日を皮切りに、新メンバーにて開催される予定である。

（4）平成25年度事業計画（案）

理事長より、前回3月の理事会にて本年度の事業計画案を提出したが、問題なければこれにて確定し、10月の総会に諮ることとしたい、との提案があり、特段の意見なく、これを承認した。

（5）平成24年度事業報告書（案）

事務局作成になる平成24年度事業報告書（案）が提出された。理事長より、時間の関係もあり、今回はこの報告書（案）は審議せずに各自持ち帰り、意見がある場合は事務局まで連絡するよう提案があり、了承した。

(6) 平成24年度収支決算書(案)

事務局から平成24年度収支決算書(案)と過去10年間の予算・決算推移につき、説明があった。ここ2年間の保険学雑誌の増ページが主因となって、平成23年度、平成24年度とも、単年度決算ベースでは、120万円～140万円の支出増となっている。

次いで関東部会、関西部会、九州支部の責任者より、それぞれ平成24年度収支決算状況の報告があった。

また、遠藤監事より監事を代表して監査結果の報告とともに、次の指摘があった。

- (i) 2年連続、単年度赤字となったことに鑑み、学会としては、単年度の収支バランスを図るように努力すべきである。一方、学術交流積立金や繰越金については、引き続き有効な使い方を考えるべきである。
- (ii) 最大支出項目である保険学雑誌発行費の削減の観点から、原稿料の削減、もしくは撤廃を考えるべきである。

このうち、第2項目については、今後編集委員会にて検討することとなった。

特に意見なく、平成24年度収支決算書(案)を承認した。

(7) 第3回日本保険学会賞

冒頭、同日開催された第2期の学会賞選考委員会において甘利理事が委員長に選任されたことが紹介された。引き続き、甘利委員長より、第3回日本保険学会賞を以下のとおり選出したと報告があった。

日本保険学会賞(論文の部)2点:

① 大倉 真人(長崎大学経済学部准教授)

“The relationship between moral hazard and insurance fraud”

掲載誌: *The Journal of Risk Finance* Vol. 14 .No.2 2013

② 木下なつき(北海道武蔵女子短期大学 専任講師)

「近代日本におけるアソシエーションと生命保険ビジネス

—交詢社と明治生命の関係の検討を軸に(1880-1920)—」

掲載誌: 生命保険論集 第180号(2012年9月)

今年も、経済・商学系から論文2本を受賞対象とし、法律系については該当なしとした。

日本保険学会賞(著書の部): 該当なし。

次いで、甘利委員長より、以下の2点につき提案があった。

1. 若手学者に対する奨励賞という意味から、日本保険学会賞(論文の部)については、同一人に対し複数回の受賞は認めないこととしたいが、どうか。
2. 今年度より、論文については、保険学雑誌、損害保険研究、生命保険論集の3雑誌に掲載された論文以外の自薦・他薦論文も審査対象に含めることになった。これとの整合性を保つため、来年度より、日本保険学会賞(著書の部)の対象著書として、保険学雑誌に書評が掲載されたものの他、「対象年度に公刊された著書で、自薦・他薦があ

ったもの」も含めることとしたいが、どうか。

表彰内容および学会賞選考委員会からの2提案につき 了承した。

なお、会員に対する結果報告ならび表彰式は昨年同様、大会総会時に行う。受賞会員には、事務局より 内々に事前連絡を行う。

(参考) 第2期(任期2年)の学会賞選考委員は下記のとおり。

甘利理事(委員長)、梅津理事、羽原理事、堀田理事、家森評議員

(8) 会則改正

理事長より、前回の理事会で会則改正についてお諮りしたが、これを踏まえて、再提案するので、審議いただきたいとの依頼があり、以下の通り審議した。

- ・第12条：現在の大会・総会の実情にあわせるものであり、原案どおり承認。
- ・第14条：現行規定では、理事会の運営についてほとんど規定がないので、最低限の規定を置くこととしたものである。一方、この規定をおくと、理事長のみに理事会召集権があることになり、理事長の権限が強くなりすぎる、との反対意見もあり、審議の結果、原案第3項の「理事長が召集し」の文言を削除することとした。
- ・第24条：現行規定では、7年毎の学会事務局交代の都度、会則改正を行うことになり、これが煩わしいため、生命保険文化センターならびに損害保険事業総合研究所の所在地である「東京都千代田区」と規定するという提案である。
これに関して、「7年毎に会則を改正することにはなるが、正確に記載すべき」という意見があり、名称の修正のみにとどめることとした。

結論として、総会には、下記の会則改正案を提出することに決定した。

1. 会則12条第1項の改正

現行： 第12条(役員の任期) 役員の任期は、就任後2回目の年次大会の終了までとする。

改正案：第12条(役員の任期) 役員の任期は、就任後2回目の定時総会の終了までとする。

2. 会則第14条に、第3項～第5項を追加する

第3項：理事会は、理事の過半数の出席によって成立する。

第4項：理事会の議決は議長を除く委員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。

第5項：理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

3. 会則24条を改正する。

現行：第24条(事務所) 本会の事務所は、当分の間、財団法人損害保険事業総合研究所内におく。

改正案：第24条(事務所) 本会の事務所は、当分の間、公益財団法人損害保険事業総合研究所内におく。

(9) その他

①名誉会員推薦の考え方

理事長より、「名誉会員推薦基準に関する理事会申し合わせ事項」（平成16年5月28日、理事会決定）に基づく名誉会員の推薦は、次回9月理事会で行ないたい旨、提案し、了承を得た。あわせて、現在23名の名誉会員は、いずれも学者に限られているが、実務家であってもこの申し合わせ事項にある3条件を満たせば、推薦すべきか、という問題提起があった。

結論として この問題は一般論として論議するのでなく、具体的に該当者がおられた場合に、その方の学会への貢献実績をもとに推薦の可否を決めたらどうか、ということになった。

2. 報告事項

(1) 編集委員会

中浜委員長より、大会、部会報告の「保険学雑誌」掲載状況ならびに保険学雑誌621号の発行見込につき、報告があった。

(2) ホームページ委員会報告

明田委員長より、保険学雑誌の電子ジャーナル化の現状ならびに、学会ホームページの閲覧状況につき、報告があった。

(3) 国際交流委員会

中林委員長より、5月10日に開催された韓国保険学会年次大会には、理事長、羽原理事、松下事務局長が出張して、先方との交流を深めたとの報告があった。

また、羽原理事より、当日の学会での報告内容について説明があった。

更に松下事務局長より、今回の訪韓を機会に長年の懸案であった韓国在住の日本保険学会会員の会費問題につき、韓国保険学会事務局長との有益な情報交換が行なわれたとの報告があった。

(4) 関東部会、関西部会報告、九州支部

堀田部会長、井口部会長、石田理事から、報告があった。

(5) その他

理事長より、今回の理事会をもって 田爪理事、栗山監事、村井監事が退任予定であるとの紹介とともに、3氏の長年にわたる理事会への貢献に対して、謝意が表明された。